

平成27年度 市税改正のあらまし

平成27年度地方税法等の主な改正

個人住民税

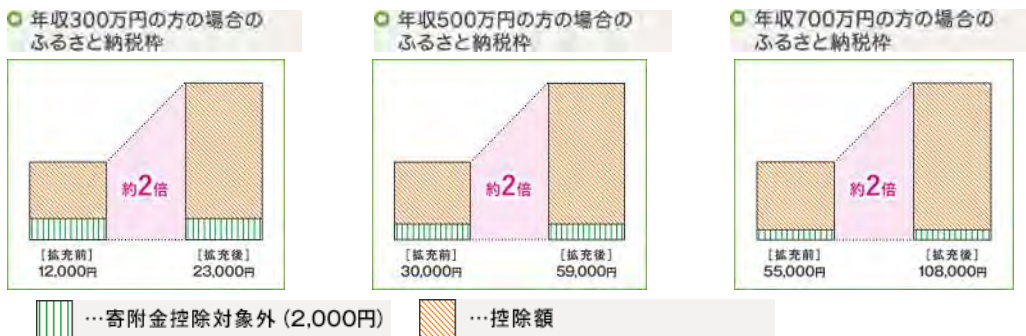
個人市民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の拡充等

（1）特例控除額の拡充

（平成27年中に支出する寄附金（平成28年度分の個人住民税）から適用）

都道府県・市区町村に対する寄附に係る控除額（2,000円を除いた全額が控除される限度額）の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げます。

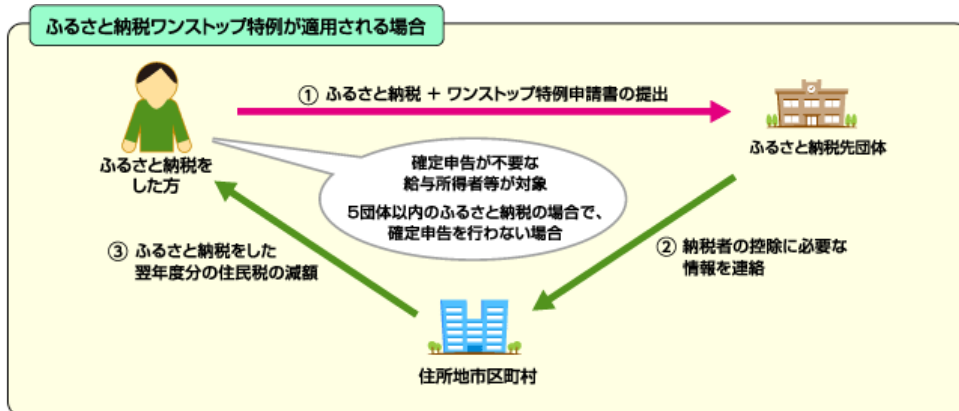
ケース別の具体事例（イメージ） ※扶養家族が配偶者のみ（1名）の給与所得者の方の場合



（2）申告手続の簡素化【「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設】

（平成27年4月1日以後に行われる寄附に適用）

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる仕組みを導入します。



確定申告が不要な給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の地方公共団体が寄附者に代わって行うことを要請できます。

要請を受けた寄附先の地方公共団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知します。

通知を受けた個人住民税課税市区町村は、翌年度分の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除します。

固定資産税・都市計画税

固定資産税及び都市計画税の空家に対する住宅用地の特例措置の除外

(平成28年度分から適用)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置(固定資産税...価格の1/6又は1/3、都市計画税...価格の1/3又は2/3)の対象から除外します。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法の内容

- ・ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等を「特定空家等」と定義
- ・ 市町村長が特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令等を行うことが可能
- ・ 国及び地方公共団体は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずる旨を規定

軽自動車税

軽自動車税の見直し

(1) 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率引き上げの延期

(平成28年度分から適用)

平成27年度から適用予定であった新税率の適用開始を1年延期します。

区 分		税 率 (年 額)	
		27年度まで (現行税率)	28年度から (新税率)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,000円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

(2) 軽四輪等（三輪以上の軽自動車）に係るグリーン化特例の導入（平成28年度分のみ適用）

平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等の平成28年度分の軽自動車税について、その燃費性能に応じた税率の特例措置を次のとおり導入します。

対 象 車		内 容
軽乗用車	軽貨物車	
電気自動車等	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
平成32年度燃費基準 +20%達成車	平成27年度燃費基準 +35%達成車	税率を概ね50%軽減
平成32年度燃費基準 達成車	平成27年度燃費基準 +15%達成車	税率を概ね25%軽減

「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（ ）に限ります。

【参考】特例措置を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪以上の 自家用乗用車	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円

市たばこ税

市たばこ税の見直し

旧3級品の製造たばこに係る特例税率について、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、次のとおり4段階で税率引上げを実施し、特例税率を廃止します。

旧3級品の製造たばこの税率(1,000本あたり)

実施時期	地方のたばこ税	(内 訳)		国のたばこ税
		県たばこ税	市たばこ税	
現 行	2,906円	411円	2,495円	2,906円
平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円
平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円
平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円
平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円

【参考】一般品の税率	6,122円	860円	5,262円	6,122円
------------	--------	------	--------	--------

旧3級品の製造たばこ：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄